

令和6年11月5日

新入園児保護者の皆様

新宿区教育委員会事務局

学校運営課幼稚園係

幼児教育・保育の無償化に伴う認定手続きについて

新宿区在住の幼稚園新入園児保護者の方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続きについて、下記のとおりご案内させていただきます。

手続きに漏れが無いように内容のご確認をお願いします。

記

1 入園前に必要な手続きについて

注 意	◎手続きは電子申請となります。2ページ目の二次元コードから申請してください。 ◎次のアからウの3つのうちのいずれか一つの認定種別を選んで手続きを行ってください。 ◎新宿区の幼児教育・保育の無償化等の制度説明については、3ページ目以降をご確認ください。
--------	---

電子申請期限：令和7年2月18日（火）

（1）幼稚園の保育料の無償化のみ希望する場合

ア 施設等利用給付第1号認定

（2）幼稚園の保育料に加え、幼稚園の預かり保育等の無償化も希望する場合

無償化の認定のためには、以下の条件があります。

- ・就労などにより、お子さんに保育の必要性があること
- ・特別区民税非課税世帯または入園のお子さんが第2子以降であること

世帯の状況により認定種別が異なりますので、下記の表に沿ってお手続きください。

（表1）

世帯の状況	第1子	第2子以降
特別区（市町村）民税 課税世帯	対象外	対象 ② (保育の必要性の確認)
特別区（市町村）民税 非課税世帯	対象 ① (施設等利用給付第3号認定)	対象 ① (施設等利用給付第3号認定)

表1にて対象①の方：イ 施設等利用給付第3号認定

対象②の方：ウ 施設等利用給付第1号認定＋保育の必要性の確認

（裏面に続きます）

<申請フォーム>

**「保育の必要性を確認できる書類(詳しくはページ下部をご確認ください。)」をご準備の上で、
電子申請フォームに進んでください。**

施設等利用給付 第1号もしくは第3号認定	保育の必要性の確認※前ページの表1にて対象②の方のみ必要 (左記の施設等利用給付第1号認定に加えて、保育の必要性の確認も申請してください。)
	

※施設等利用給付第3号認定もしくは保育の必要性の確認のいずれかを申請する場合は、「**保育の必要性を確認できる書類(詳しくは3ページ目をご確認ください。)**」をご準備の上で、電子申請フォームに進んでください。

施設等利用給付第1号認定のみを申請する場合は、上記書類は必要ありません。

保育を必要とする事由(保育の必要性)と認定期間

保育を必要とする事由は、申請時に提出された就労証明書や診断書(区様式)等により審査し、認定します。

保育を必要とする事由	施設等利用給付認定期間
就労(月48時間以上の労働)	最長で就学前まで
妊娠または出産	出産月を中心に前後2か月
疾病または心身障害	療養を必要としなくなるまで
同居親族の介護等	介護を必要としなくなるまで
災害復旧活動	必要な期間
求職活動(起業準備含む)	3か月以内
通学または職業訓練※	就学期間中
その他、区が特別に認める場合	必要な期間

※学校教育法に定める学校に通学、職業訓練施設に通所、就労に必要な技能習得のため専修学校等に通学している場合に限りです。

保育の必要性を確認できる書類

保護者の状況により、『保育の必要性』を確認するために必要となる書類が異なります。

書類は、新宿区ホームページからダウンロードしてください。

※ 新宿区ホームページのトップページのサイト内検索にて「幼稚園無償化」と検索するか、次の二次元コードを読み取ってください。



注意	◎父・母の分それぞれ書類の提出が必要になります。 (ひとり親世帯の場合は除きます。) (例1) 父が就労、母が就労の場合→父と母の「就労証明書」が必要 (例2) 父が就労、母が出産の場合→父の「就労証明書」と母の「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」が必要
----	---

保護者の状況		必要書類
(1)雇用されている場合 (親族経営の場合は(2)に該当)		①「就労証明書」 ◇勤務先に記載を依頼してください。 ◇交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付
(2)自営業(フリーランスを含む)、会社経営、親族経営の会社で勤務している場合		①「就労証明書」、 ②「資格を示す書類(開業届、履歴事項全部証明書、営業許可証等の写し)」、 ③「仕事の内容、仕事量がわかる書類(パンフレットや会社のホームページの写し等)」、 ④「仕事の実績がわかる書類(源泉徴収票や就労者の確定申告書(控)の写し等)」
(3)求職活動中 (起業準備を含む)である場合	就労内定	①「就労証明書」(就労予定として記入) ◇就労開始後に、1か月分以上の実績がわかる書類(給与明細の写し等)の提出が必要です。
	求職活動中	①「求職活動に関する申告書」、 ②「求職活動の状況が分かる書類(ハローワークカードの写し等)」
(4) 出産前後の場合		①「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」
(5)病気や心身に障害がある場合		①「診断書(区様式・保護者用)」、 ②「障害者手帳の写し」、「愛の手帳の写し」、「通所の状況を確認できる書類」等 ◇保育を必要とする状況を証明するもの
(6)同居親族の介護(付き添い)の場合		①「診断書(区様式・介護要件用)」、②「介護に関する申告書」、 ③「介護の必要な状況がわかる書類(ケアプラン等)」 ◇介護の理由が心身障害の場合は、「身体障害者手帳」や「愛の手帳」の写しもお提出ください。
(7) 就学の場合		①「在学証明書」、②就学に関する申告書、③時間割表(カリキュラム表) ④「学校のパンフレット類」など

※ 育児休業取得中の場合は、幼稚園に通う園児について「保育の必要性」の認定は受けられません。
復職後、就労要件として「保育の必要性」の認定を受けてください。

状況により必要となる書類

ひとり親世帯の場合	「ひとり親世帯の状況申告書(支給認定・施設等利用給付認定申請用)」 ◇離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。
-----------	--

(3) 認定状況の取扱いについて

申請フォームには、認定状況を在籍する幼稚園に情報提供することの確認欄があります。情報提供に同意いただくことにより、預かり保育の無償化の対象者に必要な領収書の発行が、幼稚園にて事前に準備できるようになるなど、手続きが一部簡略化されます。

情報提供に同意していただいた場合、新宿区から4月以降在籍する幼稚園に提供する情報は、①園児氏名、②認定種別(第何号認定)③認定の始期と終期のみです。

認定事由(就労、出産、疾病、介護など)は、情報提供に同意いただいた場合でも、新宿区から4月以降在籍する幼稚園には情報提供しません。

2 新宿区の幼児教育・保育の無償化等の制度説明について

(1) 幼稚園の保育料

幼稚園の保育料に対して、施設等利用費として月額2万5,700円を上限に新宿区からお支払いします。(保育料が月額2万5,700円以下の場合は、その金額まで。例外として、国立大学法人附属幼稚園は、月額8,700円を上限とします。)

※施設等利用費（国の制度）に、東京都と新宿区の独自補助を加えると上限月額4万円の補助になります。補助の内訳等については、以下の表のとおりです。

合計4万円（月額）			
保育料の補助内訳	国の制度 2万5,700円	東京都の制度 1,800円	新宿区の制度 12,500円
	今回手続きをお願いする施設等利用費はこの部分になります。入園後、請求手続きを依頼します。	幼稚園に入園後、手続きを依頼します。	

（２）預かり保育の利用料に対する補助について

保護者の就労などにより「施設等利用給付第3号認定」もしくは「保育の必要性の確認」を受けた園児保護者の方については、幼稚園の預かり保育の利用料に対し月額450円を上限に補助します。

【参考：預かり保育の利用料に対する補助金額の算出について】

月ごとに以下のアとイを比較し、低い方の金額が補助金額となります。

ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額

イ 預かり保育を利用した日数×450円

例：月に預かり保育を15日利用し、その利用料として9,000円を支払った場合

ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額→9,000円

イ 預かり保育を利用した日数×450円→15日×450円＝6,750円

⇒アとイを比較して低い金額となる6,750円が補助金額となります。

（３）補助金の入金時期

保育料及び預かり保育料については、いったん保護者の方から各幼稚園に決められた期限にお支払いいただきます。その後、区から保護者の方へ補助金が支払われるという流れとなります。

	第1期（4月～8月分）	第2期（9月～12月分）	第3期（1月～3月分）
入金時期	10月末頃	2月末頃	5月末頃

（４）入園時納付金に対する補助について

新宿区では入園料など入園時にかかる納付金に対する補助を行っています。世帯の所得を問わず1年度に1回最大80,000円までの補助となります。申請の手続きは、入園後にご案内させていただきます。

【 注意事項 】

- ① 認定を受けた後に変更(出産や転職、転居など)が生じた場合は、変更の届出が必要です。速やかに新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係へご連絡ください。
- ② 新宿区外へ転出する場合、転出日で認定有効期間は終了します。転出先の自治体で改めて申請手続きが必要です。
- ③ 有効期間は、最長で満3歳児クラスに在籍する末日（3月31日）までです。
有効期間内であっても、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合(仕事を辞めた場合、月48時間以上勤務していない場合等)は、原則として認定は取消しとなります。
- ④ 3歳児クラス以降は、国の補助金の対象となりますので、別途「施設等利用給付第2号認定」の申請が必要です。遡及認定ができませんので、事前にご申請ください。

※3歳児クラスに進級する時点で「施設等利用給付第2号認定」の申請をされない場合は、国の預かり保育料補助金の対象外となる「施設等利用給付（もしくは特定教育・保育給付）第1号認定」になります。満3歳児クラスでの「施設等利用給付第3号認定」もしくは「保育の必要性の確認」が引き続くわけではありませんのでご注意ください。

【問合せ先】 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係（区役所第一分庁舎 4階 2番窓口）

電話 03-5273-3103（直通） FAX03-5273-3580